

Title	スウェーデン刑法典(試訳) (一) : 二〇〇六年一月一日現在の正文
Sub Title	The Swedish penal law (translation) (1)
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2006
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.79, No.10 (2006. 10) ,p.25- 58
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20061028-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデン刑法典（試訳）（一）

——二〇〇六年一月一日現在の正文——

坂 田 仁

訳者略解

スウェーデン刑法典の翻訳は、昭和四十三年に慶應義塾大学の宮澤浩一教授の手で一九六二年刑法典（以下、六二刑法と呼ぶ）の英訳⁽¹⁾からの重訳で行われ、法務資料四〇六号として法務省から出版された⁽²⁾。その後四十余年が過ぎ、特に法律の改廃が激しいといわれるスウェーデンで六二刑法もその内容が大きく変化し、現在の刑法典（以下、現刑法と呼ぶ）は当時のものとは大きく違ったものになっている。その最も新しい法典の全訳を訳者は試みた。

テキストとしては二〇〇六年版のスウェーデン王国法典⁽³⁾

を用い、極力スウェーデン文に忠実に翻訳することに努めた。現在インターネット上で参照可能な⁽⁴⁾も新しい英訳は一九九九年にスウェーデン法務省の行ったもので、そのときからも既に六年が経過している。

スウェーデン刑法は、罪に関する部分と制裁（刑）に関する部分とに分かれており、⁽⁵⁾訳者はこれまで主として制裁に関する部分に興味をおき、罪に関する部分にはあまり関心に向けていなかった。しかし、昨年の性犯罪に関する章の全面改正に⁽⁶⁾衝撃を受け、また日本国内で経験された特異な犯罪からの⁽⁷⁾刺激もあり、罪の部分についても関心を強めるべきだという気持ちになり、昨年より全訳の完成を急ぎ、この夏脱稿した。

一九六二年以後の刑法がどのように変化したのか正確に記述することは難しいが、前記の法務資料の邦訳には解説に相当するものとして、邦訳の基礎となった刑法典の英訳にストラールが寄せた解説の邦訳が付されているので、これを手がかりに、ストラールの解説部分が現在の刑法典ではどのように変化しているかを記して、この翻訳の解説に替えたい。

ストラールの解説の構成は次のようなものである。

①序文、②初期の改正、③新刑法典の哲学、④法典の構成、⑤刑法典で扱われていない諸問題、⑥刑罰及びその他の制裁についての一般的解説、⑦特別の制裁。これらの中で詳細記述がみられるのは最後の特別の制裁である。

序文の中でストラールは法律改正の「段階的方法」をスウェーデンの特徴としてあげている。実に、現刑法は四十年にわたる「段階的方法」の結果姿が一新されたといってもよい。刑法典の冒頭の規定(第一章第一条)は、一九九四年に改正され、罪刑法定主義が更に明確に表現された。「罪とは本法典及びその他の法令に記述されている行為であって、以下に述べられる刑の定められているものである。」これと六二刑法との違いは、前段の部分(本法典及びその他の法令に記述されている行為であつて)が現刑法

では追加されていることである。罪刑法定主義における類推解釈の禁止を厳格に解し、文言に解釈の余地を残さないという基本姿勢がこれを生み出している。また、「道徳に對する罪」が前記の「性犯罪」に変わった他、「債務に關連した犯罪」が「債権者に対する罪」に、「公務における犯罪」が「職務過誤」に、「戦争に關する条項」が「戦時反逆罪」に、「正当防衛及びその他の必要行為」が「刑事責任欠如とその一般的根拠」に変わっている。第三編では「少年拘禁」及び「抑留」が廃止されて、「量刑と制裁の猶予」及び「制裁の選択」が新設された他「公務員の刑罰と軍人に対する懲戒罰」が効力を停止されている。

ストラールは、次いで「初期の改正」という表題で一八六四年刑法の制定から六二刑法制定までの部分改正について述べている。この流れは、いわゆる保護主義理念に立った制裁体系の形成のプロセスであり、年表的にストラールの指摘をまとめると、

- 一九〇六年 条件付判決・仮釈放、
- 一九二七年 不定期刑(抑留・監置)、
- 一九三一年 日数罰金、
- 一九三五年 少年拘禁、
- 一九四五年 行刑改革(開放処遇等)、

となる。

六二刑法から現刑法への変化の中で、後述のように保護主義は後退し、不定期の制裁は姿を消した。即ち、抑留は一九八一年に、少年拘禁は一九八〇年にそれぞれ廃止された。⁽¹²⁾しかし、刑事責任能力概念の否定、受刑者の人間的取扱ひ、社会内処遇の重視等の視点は現在なお存続している。この中には六二刑法の時点で既に歴史に属していた死刑の廃止も触れておく必要がある。

ストラールは、「新刑法典の哲学」という表題で、刑法が一般予防に配慮しつつ個別予防に主たる目的を置く⁽¹³⁾と述べている。その刑法典上の具体的表現が六二刑法の第一章第七条であった。「制裁を選択するにあたり、裁判所は、一般の法律遵守を維持するために必要な事項に留意しつつ、制裁が判決を受けた犯罪者の社会復帰に役立つものであるように特に配慮しなければならない。」がその全文である。この規定は、一九八八年の刑法改正で姿を消した。その理由は一九八八年の改正を導いた立法資料の中に要約下記のように述べられている。⁽¹⁴⁾

一、刑罰体系の形成に当って予防理論をとらない。一般予防、特別予防ともに、これを重視しない。これらは、個別的事件において制裁を決定する上でも意義を有しない。

重点は、『犯罪の重大性』におかれる。ある犯罪に対する法定刑は、その行為の重さと可非難性とに従って決定されるが、個々の事件での制裁は、行為の重さによって決定されると同時に行爲者の個人的状況への考慮もなされる。ただし、この考慮は、特別予防の理論によるものではなく、公平な法の適用という観点でなされる。

二、刑罰の水準を全般的に低下させる。法定刑の決定、量刑規則ともに、拘禁の注意深い使用を念頭においてなされる。これを背景に罰金の再検討がなされている。しかし、法定刑の水準の引き下げはすべての犯罪についてなされているのではなく、刑罰価値の大きいもの（例えば、個人に対する犯罪、環境に対する犯罪など）は重く評価し、財産に対する犯罪は軽く評価されている。

三、刑事裁判の結果の予見性と統一性を増大させる。これは法的安定性の確保の問題である。制裁の決定手続、仮釈放に関する法規制の提案がこの線にそってなされている。

ここで重視されるのは刑罰価値である。現刑法は二九章一条に、

「刑は、統一的な法の適用の利益にたらしめて、罪及び総合された犯罪性の刑罰価値に従い適用可能な刑罰尺度の範囲

内で定められなければならない。

刑罰価値の判断にあつては、行為の意味した被害、侵害性又は危険、被告人がそれらについて認識しもしくは認識すべきであつた事柄、及び、被告人が有していた意図もしくはは動機が個別的に考慮されなくてはならない。」と明確に規定している。この規定の新設は前記の一章七条の廃止と同時に行われた。

ストラールの次の表題は、「法典の構成」である。⁽¹⁵⁾これについてはここで特に触れる必要はない。しかし、六二刑法にあつた特別な刑、停職、解職及び軍人に対する懲戒刑は、現刑法では全部廃止され、一章三条には単純に「本法典において罪に対する制裁とは、刑である罰金及び拘禁並びに条件付判決、保護観察及び特別保護への委託と理解される。」とのみ規定されていることを指摘しておきたい。

ストラールは「刑法典に扱われていない諸問題」を取りあげている。⁽¹⁶⁾ここで、ストラールは六二刑法が故意と過失を法典上で定義していないことを述べている。刑法上の個々の概念を法典上明らかにすることはスウェーデン刑法のひとつの特色で、例えば日本の刑法で、「人の身体を傷害した者」にあたる現刑法の規定は「他人に身体的損傷、疾病もしくは苦痛を加え又はその男女を継続的に抵抗不能

もしくはその他の同様な状態におき続ける者」(現刑法三章五条)と表現され、具体性が強い。これから考えるとストラールの指摘は、当然ということになる。しかし、ここで扱われている故意の分類は日本でも取り上げられているものであるが、スウェーデンの状況について筆者は十分な知識を現在持ち合わせていない。

「刑罰及びその他の制裁についての一般的解説」は六二刑法制定時に議論された「刑罰」という名称の廃止を取上げている。⁽¹⁷⁾

最後に「特別の制裁」⁽¹⁸⁾として六二刑法の特色であつた多様化された制裁を個々に細かく紹介している。これに対応して現刑法の制裁の内容を記述することは相当の紙数を要するので、筆者の別稿を参照して戴くこととして、ここでは省略する。

以上から明らかなように、ストラールは、制裁体系に重点をおいて六二刑法の紹介を行っている。罪に重点をおいたスウェーデン刑法の特色は日本ではまだ十分に紹介されてはいない。これからの研究者に開かれた問題領域がここにあるように思う。この翻訳がそれらの研究者へのひとつの刺激になれば幸いである。

冒頭に記した刑法典の最初の翻訳者、宮澤浩一先生は現

在闘病中とお聞きしている。先生の早期の回復を祈りながら、翻訳及び略解の筆をおく。

- (1) The Penal Code of Sweden, Translated by Thorsten Sellin, Ministry of Justice, Stockholm, 1965.
- (2) 法務大臣官房司法法制調査部編、スウェーデン刑法典 (宮澤浩一訳)、法務資料四〇六号、昭和四三年。
- (3) Gabriella Hermansson (red.), Sveriges Rikes Lag, 127 uppl., Norstedts Juridik, 2006.
- (4) The Penal Code of Sweden (1999), Translated by Norman Bishop, Ds 1999: 36, The Ministry of Justice, 1999.
- (5) 坂田仁、スウェーデンの制裁制度、犯罪と非行一四一号、平成一六年、一二三頁以下参照。
- (6) 坂田仁、スウェーデン刑法第六章(性犯罪)の改正について、法学研究七八巻八号、平成一七年所収。
- (7) 新潟の女子長期監禁事件、青森の女性監禁事件。最近(平成一八年)も大阪で同様な事件が発覚した。日本の刑法三三章及び三三章の罪とスウェーデン刑法四章の罪との比較は、この種事件に対する日本とスウェーデンのいわゆる法意識の相違を目立たせるように思う。
- (8) Ivar Strahl, Introduction, Op. cit., The Penal Code, pp. 5-23. 前出法務資料四〇六号、一なごし二八頁。
- (9) 同上書、一頁。
- (10) NJA-II 1994, pp. 411ff. cf.
- (11) 前出法務資料四〇六号、二ないし四頁。
- (12) 坂田仁、犯罪者処遇の思想、慶應義塾大学出版会、昭和五九年、九六、一〇九頁。
- (13) 前出法務資料四〇六号、四ないし五頁。
- (14) 坂田仁、一九八八年のスウェーデン刑法一部改正について、八木國之先生古稀祝賀論文集、平成四年、法学書院
- 坂田仁訳、現行制裁体系を改正すべき理由、法学研究六二巻三号、八六頁 Påföljd för brott, SOU 1986: 14, pp. 61-82. cf. なお、坂田仁訳、現行制裁体系の成立とその評価、法学研究五二巻一二号、五八頁以下も参照。
- (15) 前出法務資料四〇六号、五ないし六頁。
- (16) 前出法務資料四〇六号、六ないし九頁。
- (17) 前出法務資料四〇六号、九ないし一〇頁。The Protective Code - A Swedish Proposal, Translated by Thorsten Sellin, Department of Justice, 1957. 邦訳、スウェーデン保護法草案、刑事基本法改正資料第三号、法務省刑事局、昭和三八年、参照。
- (18) 前出法務資料四〇六号、一〇ないし二八頁。
- (19) 坂田仁、前掲論文、犯罪と非行一四一号、平成一六年。その他、筆者による「スウェーデンの契約治療保護」(犯罪と非行九六号、平成五年)、「スウェーデンにおける電子

的統制を伴う強化觀察」(犯罪と非行一二五号、平成一二年)、
「スウェーデンの閉鎖的少年保護」(佐藤司先生古稀祝賀論文集、平成一四年)、
「一九八八年のスウェーデン刑法一部改正について」(八木國之先生古稀祝賀論文集、平成四年)、
「スウェーデン罰金制度の沿革」(法學研究六三卷四号、平成二年)等を参照。

刑法典目次

第一編 總則

第一章 罪及び罪の制裁

第二章 スウェーデン法の適用

第二編 罪について

第三章 生命及び健康に対する罪

第四章 自由及び平穩に対する罪

第五章 名誉侵害

第六章 性犯罪

第七章 家族に対する罪

第八章 窃盜、強盜及びその他の盜犯

第九章 詐欺及びその他の欺瞞

第十章 横領及びその他の背任

第十一章 債權者に対する罪その他

第十二章 損壞の罪……………(以上本号)

第十三章 公共に危険な罪

第十四章 偽造に関する罪

第十五章 偽証、虚偽訴追及びその他の不実陳述

第十六章 公共の秩序に対する罪

第十七章 公共の活動に対する罪

第十八章 叛逆罪

第十九章 王国の安全に対する罪

第二十章 職務過誤等

第二十一章 軍人の罪

第二十二章 戦時叛逆罪

第二十三章 犯罪の未遂、予備、予謀及び共犯

第二十四章 刑事責任欠如の一般的根拠

……………(以上七九卷一—号)

第三編 制裁について

第二十五章 罰金

第二十六章 拘禁

第二十七章 条件付判決

第二十八章 保護觀察

第二十九章 量刑と制裁の猶子

第三十章 制裁の選択

第三十一章 特別保護への委託

第三十二章 「一九八六年法律第六四五号をもつて効力停止」

第三十三章 勾留及び拘留期間の本刑算入

第三十四章 罪の競合及び制裁の変更に關する規定

第三十五章 制裁の時効

第三十六章 財物の没収、企業罰金及び犯罪のその他の特別法律効果

第三十七章 委員会について

第三十八章 訴訟法規定等

刑法施行法(抄)

……………(以上七九卷一—号)

刑法典（一九六二年法律第七〇〇号）
（一九六五年一月一日施行）

第一編 総則

第一章 罪及び罪の制裁

第一条 罪は、本法典又は他の法律又は法令に記述されている行為であつて、以下に述べられる刑が定められているものをいう。（一九九四年法律第四五八号）

第二条 ある行為は、他に特に定めのない場合、右の行為が故意に犯された場合にのみこれを罪と解さなければならぬ。

右の行為が自ら招いた酩酊状態の下に犯された場合又はその行為者がそれ以外の方法で自らの過失によつて一時的に自らの意識を使用し得なかつた場合、このことにより右の行為を罪とは解さないとすることがあつてはならない。（一九九四年法律第四五八号）

第三条 本法典において罪に対する制裁とは、刑である罰金及び拘禁並びに条件付判決、保護観察及び特別保護への委託と理解される。（一九九八年法律第九四二号）

第四条 刑の適用に当たつては個々の罪に関する規定の中

に法定されていること並びにその他特に定められていることを適用する。刑以外の制裁は、その制裁について定められているところに従つて、個々の罪に関する規定の中に指示されていないことに妨げられずこれを適用することができる。（一九九八年法律第九四二号）

第五条 拘禁は罰金より重い刑と解さなければならぬ。

拘禁並びに条件付判決及び保護観察との間の関係については第三十章第一条にこれを定める。（一九九八年法律第九四二号）

第六条 十五歳に達する以前に犯した罪についてはこれを制裁に処することはできない。（一九九八年法律第九四二号）

第七条 削除（一九九八年法律第九四二号）

第八条 制裁の他に、罪に関して法定されていることに従い、財物の没収、企業罰金又はその他の特別な法的効果が課され、更に刑事損害賠償を履行する義務が発生する。（一九八六年法律第一一八号）

第二章 スウェーデン法の適用

第一条 この王国内で犯された罪に対してはスウェーデン法に従い、スウェーデンの裁判所で判決がされる。罪が

どこで行われたか不明だが、王国内で行われたと仮定する理由がある場合も同様である。(一九七二年法律第八一二号)

第二条 王国外で犯された罪は、右の罪を下記の者が犯した場合に、スウェーデン法に従い、スウェーデンの裁判所で判決がされる。

一、スウェーデンに住所を有するスウェーデン国民又は外国人、

二、罪の後にスウェーデン国民になるかもしくは王国に住所を取得した外国人でスウェーデンに住所を有しない者又はデンマーク人、フィンランド人、アイスランド人もしくはノルウェイ人であつて、王国に現在する外国人、

三、王国に現在するその他の外国人で、その罪に対してスウェーデン法により六月を超える拘禁が科される場合。

その行為が行為地の法律により責任を問われない場合又はどの国にも属さない領域でその行為が行われた場合で、かつスウェーデン法により罰金を超える重い刑がその行為には科されない場合には、第一項を適用しない。

本条に掲げる場合には、行為地の法律により右の罪に

対して法定されている最も重い刑を超えると解すべき制裁に処することはできない。

第二項及び第三項に示すスウェーデン裁判権の制限は、第六章第一条ないし第六条、第八条第三項及び第十二条に掲げる罪又は右の罪の未遂が十八歳未満の者に対して行われた場合にはこれを適用しない。(二〇〇五年法律第九〇号)

第三条 国外で犯された罪に対しては、第二条に掲げる以外の場合であつても、以下に掲げる場合スウェーデン法に従い、スウェーデンの裁判所で判決がされる。

一、罪がスウェーデン船舶もしくは航空機上で行われた場合又は右の船舶もしくは航空機の長もしくは乗員により職務執行中に行われた場合、

二、罪が国防軍の一部が駐在する領域で国防軍に属する者よつて犯された場合又は右の領域においてその他の者によつて罪が犯され、かつその一部が訓練以外の目的で当該領域に存在する場合、

三、罪が国防軍内の国外派遣軍に勤務している者又は警察の国外派遣隊に所属する者の王国外における職務執行中に犯された場合、

三の二、罪が、スウェーデンの加入している国際的協約

によつて警察官、税関職員又は沿岸警備隊の職員が国境を越えてその業務を行つている場合に、右の者の国外における職務遂行中に犯された場合、

四、罪がスウェーデン国、スウェーデンのコミュニオンもしくはその他の会衆又はスウェーデンの公共施設に対して行われた場合、

五、罪がいかなる国にも属さない領域でスウェーデン国民、スウェーデンの団体もしくは民間施設又はスウェーデンに住所を有する外国人に対して犯された場合、

六、罪が航空機、船舶もしくは車両強取、空港業務妨害、通貨偽造、右の諸犯罪の未遂、国際法犯罪、化学兵器の不法処理、地雷の不法処理、国際裁判所における不実又は不注意な陳述、テロリスト犯罪に対する処罰に関する法律（二〇〇三年法律第一四八号）によるテロリスト犯罪もしくはその未遂、並びに同法第五条に掲げる罪である場合、又は

七、罪に対してスウェーデン法において法定されている最も軽い刑が四年の拘禁又はそれ以上である場合。

（一九九四年法律第一一九号、一九九八年法律第一七〇三号、一九九九年法律第一一五四号、二〇〇〇年法律第三四五号、同年一一五七号、二〇〇一年法律第三

一号、二〇〇三年法律第一四九号）

第三条の二 第一条ないし第三条に掲げる以外の場合であっても、犯罪に対する司法処理にかかる国際協力に関する法律（一九七六年法律第一九号）の定めるところにより、スウェーデン法に従い、スウェーデンの裁判所で判決がされる。（一九七六年法律第二〇号により新設）

第四条 罪は、犯罪的な行動が企てられた場所及び罪が完了した場所又は未遂にあつては意図された罪が完了するはずであつた場所で犯されたと解する。

第五条 外国の船舶又は航空機上で、右の船舶もしくは航空機の長もしくは乗員又はその他の乗客である外国人により同様な外国人又は外国の利益に対して王国内で犯された罪に対する公訴は、政府又は政府がその授權をした者の言渡した命令なしにこれを提起することができない。王国外で行われた罪に対する公訴は、第一項による命令の後にはのみこれを提起することができる。但し、右の公訴は、罪が国際裁判所における不実又は不注意な陳述である場合又は下記の場合に罪が行われたときには右の命令なしにこれを提起することができる。

一、スウェーデン船舶もしくは航空機上で行われた場合
又は右の船舶もしくは航空機の長もしくは乗員により

職務執行中、

二、国防軍の一部が存在する領域で国防軍に属する者による場合、

三、国防軍内の国外派遣軍に勤務している者又は警察の

国外派遣隊に所属する者の王国外における職務遂行中、

四、警察官、税関職員又は沿岸警備隊の職員がスウェー

デンの加入している国際的協約によつて国境を越えて

その業務を行つている場合に右の者の国外における職

務執行中、

五、デンマーク、フィンランド、アイスランドもしくは

ノルウェイ国内で、又はスウェーデンもしくは前記各

国所在の土地の間の通常交通中の船舶又は航空機上、

又は

六、スウェーデンの利益に対して、スウェーデン、デン

マーク、フィンランド、アイスランド又はノルウェイ

国民による場合。(一九九二年法律第一一五四号、一

九九三年法律第八三号(一九九三年法律第三五〇号に

より改正)、一九九九年法律第一一五四号、二〇〇〇

年法律第三四五号)

第五条の二 行為の責任に関する問題が右の行為の行われ
た外国又は第四項に示す協約のいずれかに加入してい

る外国において言渡された確定判決によつて審理され
ている場合、被告人を下記の場合に同一の罪について
王国内で司法処理することはできない。

一、被告人が無罪となつた場合、

二、被告人が罪について有罪となつたが、制裁が宣告さ

れなかつた場合、

三、宣告された制裁が完全に執行されたか又は執行中の

場合、又は

四、宣告された制裁が外国の法律により消滅した場合。

第一項は、外国における司法処理がスウェーデン公務

所の要求による場合又は右の者がスウェーデンから司法

処理のため引渡された後には、第一条又は第三条第四号、

第六号もしくは第七号に掲げる罪に関してはこれを適用

しない。

行為の責任に関する問題が外国で言渡された判決の中

で審理され、かつ本条に前述したところを根拠とする司

法処理に対する障害が存しない場合、右の行為に対する

公訴は、政府又は政府の授權した者の命令の後ののみ王

国においてこれを提起することができる。

第一項に掲げる協約とは下記のことをいう。
一、刑事訴訟判決の国際的法律効果に関する一九七〇年

五月二八日付欧州条約、

二、刑事訴訟事件の司法処理の移送に関する一九七二年

五月一五日付欧州条約、

三、欧州共同体の財政的利益の保護に関する一九九五年

六月二六日付条約、但し、行為が協約に含まれる場合に限る、

四、欧州共同体の財政的利益の保護に関する条約の一九

九五年九月二七日付議定書、但し、行為が協約に含まれる場合に限る、

五、欧州共同体又は欧州連合の加盟国の公務員が関与し

ている汚職の鎮圧に関する一九九七年五月二六日付の条約、但し、行為が協約に含まれる場合に限る、

六、一九八五年六月一四日付シェンゲン協定の適用に関

する一九九〇年六月一九日付条約、

七、二重司法処理の禁止に関する欧州共同体加盟諸国間

の一九八七年五月二五日付条約、

八、欧州共同体の財政的利益の保護に関する条約の一九

九七年六月一九日付第二議定書、但し、行為が協約に含まれる場合に限る、

罪が一部は王国内でおかされ、かつ一部は判決が言渡された加盟国の領土内で犯された場合、第一項は、行為

が第四項第三号ないし第五号もしくは第八号に示す協約に含まれる場合又は右の判決が第四項第六号もしくは第七号に示す協約に加入している国によつて言渡された場合にこれを適用しなければならない。（一九八七年法律第七六一号、一九九九年法律第一九七号、二〇〇〇年法律第五六三号、二〇〇一年法律第七八〇号）

第六条 王国外で判決を宣告された行為について王国内で有責と判決された場合、制裁を定めるに当たりその者が王国外で負担したところに相当な配慮を払わなければならない。拘禁又は罰金が宣告されるべきものと認められ、かつその者が王国外で自由を剝奪する制裁に処されている場合には、制裁を定めるのに当たつてその者がそれによつて負担したところを十分に考慮しなければならない。第一項に掲げる場合には、その行為に対して法定されているよりは軽い刑に処し、又は制裁を完全に猶予することができる。（一九七二年法律第八一二号）

第七条 スウェーデン法の適用又はスウェーデン裁判所の権限の問題については本章に述べるものの他、公知の国際法上の基本原理より生じる制限又はこの点について特に法定されているところに従い外国との協約より生じる制限を遵守しなければならない。

第七条の二 外国人が他国又は民族間組織での公的地位を

内容とする職務又は委任の実行中に罪を犯した場合、右の罪に対する公訴は、政府の命令の後にのみこれを提起することができる。右に述べたことは、行為者が欺罔的情報、変装又はその他の方法で自らどのような資格で行動しているかを隠そうとしている場合には適用しない。

(一九八五年法律第五一八号、同年七月一日施行により

新設)

第七条の三 外国人であつて、スウェーデンに住所を有さないが、国際的軍事協力又は国際的危機管理の枠内での国に現住する者及びスウェーデンとの関係で効力を有する契約に含まれている者は、政府の命令の後にのみ、この国に滞在している間に犯した罪によりこれを訴追することができる。

第一項に述べることは、スウェーデンに住所を有するスウェーデン国民又は外国人であつて、外国の軍隊で職務を遂行する者にもこれを適用する。(二〇〇四年法律第一〇〇〇号)

第八条 犯罪による移送又は引渡しについては別に定める。

外国からスウェーデンへの移送又は引渡しの際に設定される条件は、王国内においても効力を有さなければな

らない。

第二編 罪について

第三章 生命及び健康に対する罪

第一条 他人の生命を奪つた者は、「謀殺」として十年の拘禁又は終身拘禁に処する。

第二条 第一条に述べる罪が右の行為を導いた事情又はその他にてらしてあまり重大でないと解すべき場合には、「故殺」として六年以上十年以下の拘禁に処する。

第三条 女が出生の際に又はその他出産を根拠として緊張した意識の状態もしくはその他の厳しい混乱状態にあるときに自らの子を殺した場合は「嬰兒殺」として六年以下の拘禁に処する。

第四条 削除(一九七四年法律第五九六号)

第五条 他人に身体的損傷、疾病もしくは苦痛を加え又はその男女を継続的に抵抗不能もしくはその他の同様な状態におき続ける者は、「傷害」として二年以下の拘禁又は、右の罪が軽微な場合には罰金もしくは六月以下の拘禁に処する。(一九九三年法律第二〇七号、一九九八年法律第三九三号)

第六条 第五条に述べる罪を重大なものと解すべき場合には、「重傷害」として一年以上十年以下の拘禁に処する。

右の罪が重大か否かの判断に当たつては、行為が致命的なものであつたか、行為者が厳しい身体的損傷もしくは深刻な疾病を加えたか、又はその他特別な無思慮もしくは残酷さを示したかを考慮しなければならない。（一九八八年法律第二号）

第七条 過失により他人の死の原因を作つた者は「過失致死」として二年以下の拘禁又は、罪が軽微な場合には罰金に処する。

右の罪が重大な場合には六月以上六年以下の拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に当たつては特に下記の事項を考慮しなければならない。

一、右の行為が深刻な危険を意識的に冒すことを内容としてしているか、

二、行為者が特別な注意又は技能を要求されるときにアルコールもしくはその他の薬物の影響を受けていたか又はその他の深刻な義務の懈怠の責めを負っているか

（一九九三年法律第一四六二号、二〇〇一年法律第三四八号）

第八条 過失により他人に軽微ではない身体的損傷又は疾

病の原因を作つた者は、「過失身体的損傷又は疾病」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

右の罪が重大な場合四年以下の拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に当たつては特に下記の事項を考慮しなければならない。

一、右の行為が深刻な危険を意識的に冒すことを内容としてしているか、

二、行為者が特別な注意又は技能を要求されるときにアルコールもしくはその他の薬物の影響を受けていたか又はその他の深刻な義務の懈怠の責めを負っているか

（一九九三年法律第一四六二号、二〇〇一年法律第三四八号）

第九条 重大な過失により他人を致命的危険又は厳しい身体的損傷もしくは深刻な疾病の危険にさらした者は、「他人への危険招来」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

第十条 第七条ないし第九条に述べる罪が故意又は過失により労働環境法（一九七七年法律第一一六〇号）に従い不健康及び事故の予防のために科せられたところを無視することによつて行われた場合には「労働環境犯罪」として同法の法文に述べる刑に処する。（一九九一年法律

第六七九号)

第十一条 謀殺、故殺、嬰兒殺又は軽微でない傷害の未遂又は予備並びに謀殺、故殺もしくは重傷害の予謀又は右の罪の犯罪暴露の放棄については第二十三章に法定するところに従い有罪として処断する。(一九七四年法律第五九六号、一九九一年法律第六七九号)

第十二条 過失身体的損傷又は疾病は、右の罪が重大なものでない場合、被害者が告訴し、かつ公訴が公共の観点より必要とされる場合にのみ検察官はこれを訴追することができ。

被害者からの告訴は、右の罪が十八歳未満の者に向けられている場合にはこれを必要としない。(用語Ⅱ旧第十一條Ⅱ文言は一九九一年法律第六七九号による。二〇〇三年法律第四〇八号)

第四章 自由及び平穩に対する罪

第一条 男女の生命もしくは健康に損傷を与え、男女に業務を強制し、又は恐喝を行う故意をもつて児童又はその他の者を略取した上、連れ去り又は閉じ込める者は、「人身強奪」として四年以上十年以下の有期拘禁又は終身拘禁に処する。

右の罪があまり重くない場合には、六年以下の拘禁に処する。(一九九八年法律第三九三号)

第一条の二 第一条に掲げる場合の他、下記の目的をもつて、脅迫又は欺罔を用いて、人の危険にさらされた状態を悪用して又はその他の不適切な手段によつて、人を募集し、移送し、宿泊させ、受け入れ又はその他の同様な手段を取り、それにより右の人に対して統制を加える者は、「人身取引」として二年以上十年以下の拘禁に処する。

- 一、右の人を第六章第一条、第二条、第三条、第四条、第五条もしくは第六条による罪にさらし、一時的な性的結合のために利用し又はその他の方法で性的目的のために玩弄するため、
 - 二、右の人を戦争業務又は強制労働もしくはその他の同様な強制的状態において利用するため、
 - 三、臓器の摘出に利用するため、又は
 - 四、その他、危険にさらされている人にとつては緊急状態を意味する状況において利用するため。
- 第一項に示す意図で下記の行為を行つた者についても同様とする。
- 一、人に対する統制を他の人に移転する者、又は

二、人に対する統制を他の人から受取る者。

十八歳未満の者に対して第一項に掲げる行為を行つた者は、同項に示す不適切な手段を用いていない場合においても、人身取引として処断する。

第一項ないし第三項に掲げる罪があまり重くない場合には、四年以下の拘禁に処する。（二〇〇二年法律第四三六号、二〇〇四年法律第四〇六号、二〇〇五年法律第九〇号）

第二条 第一条又は第一条の二に述べる場合の他人を連れ去り、閉じ込め又はその他の方法で男女の自由を奪う者は、「違法な自由剝奪」として一年以上十年以下の拘禁に処する。

右の罪があまり重くない場合には、罰金又は二年以下の拘禁に処する。（一九九八年法律第三九三号、二〇〇二年法律第四三六号）

第三条 削除（二〇〇四年法律第四〇六号）

第四条 傷害又はその他暴行もしくは犯罪行為の威嚇によつて他人に何事であれ実行し、忍耐し又は放棄すること
を強制する者は、「強要」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。他人を罪で訴追もしくは告訴し、又は誹謗文書を送付するという威嚇により右の効果をねらう強制

を行使する者も、右の強制が不適切なものである限り強要として処断する。

第一項に掲げる罪が重大な場合は六月以上六年以下の拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に当たつては、右の行為が苦しめて告白させること又はその他の拷問を内容としているか否かを特に考慮しなければならない。

第四条の二 現在又は過去の同居家族に対して第三章、第四章又は第六章による犯罪的行為を行う者は、これらの行為が反復される個人の統合性の侵害行為の一部分を構成し、かつこれらの行為が個人の自己感情を深刻に害する性質のものである場合、「重平穩侵害」として六月以上六年以下の拘禁に処する。

第一項に示す行為を現に婚姻中もしくは過去に婚姻していた女又は婚姻に類似した状況で現に同居もしくは過去に同居していた女に対して男が行つた場合、「重女性平穩侵害」として第一項と同じ刑に処する。（一九九三年法律第三九三号により新設、一九九九年法律第八四五号）

第五条 他人に武器を向け又はその他威嚇される者に、自己又は他人の身体もしくは財産の安全に対する深刻な恐怖を呼び起すような方法の犯罪的行為によつて他人を威嚇す

る者は「脅迫」として罰金又は一年以下の拘禁に処する。右の罪が重大な場合には、六月以上四年以下の拘禁に処する。(一九九三年法律第二一〇七号)

第六条 部屋であろうと、家であろうと、庭であろうと、船舶であろうと他人が居場所としている場所に不法に侵入し又は居座る者は「家屋平穩罪」として罰金に処する。前項の他、事務所、工場、その他の建造物もしくは船舶又は集積場もしくはその他の同様な場所に権限なくして侵入し又は居座る者は「違法侵入」として罰金に処する。

第一項及び第二項に述べる罪が重大な場合には、二年以下の拘禁に処する。

第七条 他人を腕で邪魔をし又は弾丸発射、投石、騒音もしくはその他の無配慮な行動等で、他人を畏怖させる者は「畏怖行為」として罰金又は一年以下の拘禁に処する。

(一九九三年法律第二一〇七号)

第八条 郵便又は電信電話企業体が郵便送付物又は電送文書として仲介する伝送文の内容に不法にアクセスする者は、「郵便又は通信秘密の侵害」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。(一九九三年法律第六〇一号)

第九条 第八条に述べる場合を除き、不法に書簡もしくは

電信文を侵害し又はその他封印もしくは施錠により保管され又はその他閉鎖されているものにアクセスする者は「保管物侵害」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

第九条の二 第八条に述べる以外の場合に不法に、音声の再生のための技術的補助手段を用いて秘密裡に私的な話、第三者間の会話もしくは公衆の参加できない、自ら出席していないもしくは無権限で潜入した会議における交渉を傍聴又は録音する者は、「不法傍受」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。(一九七五年法律第二三九号)

第九条の三 第八条に述べる方法で通信の秘密を侵害し又は第九条の二に述べる罪を実行する故意をもつて技術的補助手段を設置する者は、右の罪の既遂犯として有罪にならない場合でも、予備として罰金又は二年以下の拘禁に処する。(一九七五年法律第二三九号)

第九条の四 第八条及び第九条に述べる場合以外に、電子計算機用の記録物に不法にアクセスし又は不法に右の記録物を改変し、削除しもしくは入力する者は、「データ侵害」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。本条にいう記録物には、電子計算機用に使用される電子的又はその他の同様な補助手段によつて搬送中の情報も含まれる。(一九九八年法律第二一〇六号)

第十条 人身強奪、人身取引又は違法な自由剝奪の未遂、

予備又は予謀並びに右の罪の犯罪暴露の放棄は、第二十三章に述べるところに従いこれを処断する。重大である強要の罪又は既遂となつた場合には軽微とは解し得ないデータ侵害の未遂及び予備についても同様とする。（一九九八年法律第二〇六号、二〇〇二年法律第四三六号、二〇〇四年法律第四〇六号）

第十一条 重大でない家屋平穩罪又は不法侵入、公共の場所で行されたのではない不法傍受もしくはその予備、公共の場所で行されたのではない畏怖行為又は保管物侵害は、被害者が右の罪を告訴するか又は公共の観点より公訴が必要と認められる場合にのみ検察官は当該犯罪について公訴を提起することができる。他人を犯罪により訴追もしくは告訴するという威嚇又は他人に誹謗文書を送付するという威嚇による強要並びに当該犯罪の未遂又は予備についても同様とする。（一九七五年法律第二三九号）

第五章 名誉侵害

第一条 人の生活を犯罪的もしくは非難に値すると指摘し、又はその者を他人による蔑視にさらすのに適する情報を

提供する者は、「名誉毀損」として罰金に処する。

右の者が意見表明する義務を有し又はその他の事情にてらして事案について情報を提供することを正当化してきた場合であつて、かつその者が右の情報が真実であるか又はその情報に理由のある根拠を有していたことを示す場合には、その者を有責として処断してはならない。

第二条 第一条に述べる罪が重大と解すべき場合には、「重名誉毀損」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。この罪が重大か否かの判断に際しては、右の情報がその内容もしくはその情報が広まつた範囲によつて、又はその他深刻な損害をもたらすのに適したものであつたかどうかを特に考慮しなければならない。

第三条 罵言もしくは非難により又はその他の中傷的な行為により人を侮辱する者は、第一条又は第二条による刑を科されない場合、「侮辱行為」として罰金に処する。

右の罪が重大な場合は、罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第四条 死者の名誉毀損は、右の行為が遺族を傷つけるものであるか又は右の行為が死者が生存していたときから経過した時間並びにその他の事情にてらして、死者に帰属すべき平穩を侵害すると解し得る場合、第一条又は第

二条の責任を生じるものとしなければならない。

第五条 第一条ないし第三条の罪は、被害者以外の者がこれを訴追することはできない。この罪が十八歳未満の者に向けられている場合又はその他の場合で被害者が右の罪を告訴する場合には、公共の観点より特別な理由により公訴が必要であると解され、かつ右の公訴が下記の罪にかかる場合に検察官は公訴を提起することができる。

一、名誉毀損及び重名誉毀損、

二、公務事務執行中又は公務事務執行を理由とする侮辱行為、

三、その人種、皮膚の色、国籍もしくは民族的出自又は

信仰告白にあてつけた他人に対する侮辱行為、又は

四、その同性愛的傾向にあてつけた他人に対する侮辱行為。

死者に対する名誉毀損の場合には、その死者の生存中の配偶者、直系の相続人、両親又は兄弟が、並びに、特別な理由により公共の観点から訴追が必要であると解すべき場合には、検察官が公訴を提起することができる。

第一条ないし第三条に掲げる罪が、スウェーデンを訪問中の外国の元首又はスウェーデンにおける外国の代表を攻撃することによつてその外国を傷つけることを意味

する場合には、第一項に定められるところに妨げられず、検察官は右の罪を訴追することができる。但し、右の訴追は、政府の命令のない場合又は政府の授權がなかつた場合にはこれを行うことができない。(一九八七年法律第六一〇号、一九九八年法律第三九三号、二〇〇三年法律第四〇八号、二〇〇五年法律第四三七号)

第六章

性犯罪

(二〇〇五年法律第九〇号により新設、旧第六章は同時に削除)

第一条 傷害又はその他の暴行もしくは犯罪行為の威嚇によつて他人を強制的に姦淫し又は侵害の種類及びその他の事情にてらして姦淫と同程度のその他の性行為を実行しもしくは忍耐させた者は「強姦」として二年以上六年以下の拘禁に処する。

無意識、睡眠、酩酊もしくはその他の薬物の影響、疾病、身体障害もしくは精神障害又はその他その事情にてらして無援助の状態にある者を不適切に利用することによつて人と姦淫又は第一項により姦淫と同程度とされる性行為を行う者についても同様とする。

第一項又は第二項に掲げる罪が犯罪の際の事情にてらしてあまり重くない場合には強姦として四年以下の拘禁に処する。

第一項又は第二項に掲げる罪が重大と解すべき場合には、「重強姦」として四年以上十年以下の拘禁に処する。

右の罪が重大か否かの判断に際しては、暴行又は威嚇が特に深刻なものであるか否かもしくは複数の者が被害者に暴行を加えもしくはその他襲撃に参加したか又は行為者が行為の経過その他にてらして特に無思慮又は残酷さを示したかについて特に考慮しなければならない。（二〇〇五年法律第九〇号）

第二条 第一条第一項に掲げる以外の場合に、違法な強制により人に性行為を実行もしくは忍耐させることに誘引した者は、「性的強制」として二年以下の拘禁に処する。

第一条第二項に示す要件のもとに同項に掲げる以外の性行為を人に行う者についても同様とする。

第一項又は第二項に掲げる罪が重大なものと解すべき場合には、「重性的強制」として六月以上六年以下の拘禁に処する。右の罪が重大か否かの判断に際しては、複数の者が被害者に暴行を加えもしくはその他襲撃に参加したか又は行為者がその他特に無思慮又は残酷さを示したかについて特に考慮しなければならない。（二〇〇五年法律第九〇号）

第三条 行為者に対して依存的な地位にあることを深刻に

乱用することによつて、性行為を実行もしくは忍耐させることに人を誘引する者は「依存的地位にある者の性的玩弄」として二年以下の拘禁に処する。

右の罪が重大なものである場合は、「重依存的地位にある者の性的玩弄」として六月以上四年以下の拘禁に処する。右の罪が重大か否かの判断に際しては、複数の者が被害者に暴行を加えもしくはその他襲撃に参加したか又は行為者がその他特に無思慮を示したかについて特に考慮しなければならない。（二〇〇五年法律第九〇号）

第四条 十五歳未満の者と姦淫し又は侵害の種類及びその他の事情にてらして姦淫と同程度のその他の性行為を実行させた者は「児童強姦」として一年以上六年以下の拘禁に処する。

十五歳以上十八歳未満であつて、かつ行為者の子孫又はその養育下にあるかもしくは同様な関係にある者又は公務所の決定に基づき保護もしくは監視の責任を負つている者に対して第一項に掲げる行為を行う者についても同様とする。

第一項又は第二項に掲げる罪が重大なものと解すべき場合は、「重児童強姦」として四年以上十年以下の拘禁に処する。右の罪が重大か否かの判断に際しては、行為

者が暴行もしくは犯罪行為の威嚇を用いたか又は複数の者が被害者に暴行を加えもしくはその他襲撃に参加したか又は行為者が行為の経過もしくは児童の低年齢その他にてらして特に無思慮又は残酷さを示したかについて特に考慮しなければならない。(二〇〇五年法律第九〇号)

第五条 第四条第一項又は第二項に掲げる罪が犯罪の際の事情にてらしてあまり重大でない場合には「児童の性的玩弄」として四年以下の拘禁に処する。(二〇〇五年法律第九〇号)

第六条 十五歳未満の児童又は十五歳以上十八歳未満の者であつて行為者と第四条第二項に掲げる関係にある者と第四条及び第五条に掲げる以外の性行為を実行する者は、「児童に対する強制猥褻」として二年以下の拘禁に処する。

右の罪が重大なものである場合は、「重児童に対する強制猥褻」として六月以上六年以下の拘禁に処する。右の罪が重大か否かの判断に際しては、複数の者が児童に暴行を加えもしくはその他襲撃に参加したか又は行為者が行為の経過もしくは児童の低年齢その他にてらして特に無思慮又は残酷さを示したかについて特に考慮しなければならぬ。(二〇〇五年法律第九〇号)

第七条 本章において前各条に掲げる以外の場合で、自分の子又は子孫と姦淫した者は「子孫との姦淫」として二年以下の拘禁に処する。

本章において前各条に掲げる以外の場合で、自分の兄弟姉妹と姦淫した者は「兄弟姉妹との姦淫」として一年以下の拘禁に処する。

本条に述べるところは、違法な強制又はその他の不適切な方法により右の行為に誘引された者にはこれを適用しない。(二〇〇五年法律第九〇号)

第八条 十五歳未満の児童を性的姿態表現の実行又はそれへの協力に促進又は誘引する者は、「児童の性的姿態表現への利用」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

右の姿態表現が児童の健康及び発達を害する性質のものである場合、十五歳以上十八歳未満の者に対して右の行為を行う者も同様である。

右の罪が重大なものである場合は、「重児童の性的姿態表現への利用」として六月以上六年以下の拘禁に処する。右の罪が重大か否かの判断に際しては、右の罪が大規模に運営される活動に関わるか、重要な収益をもたらすか、又は児童の無思慮な利用を内容とするかについて特に考慮しなければならない。(二〇〇五年法律第九〇号)

号）

第九条 本章において前各条に掲げる以外の場合で、十八歳未満の児童に対価を支払つて性行為を実行又は忍耐するように誘引する者は、「児童の性的行為の購入」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

第一項に述べることは、対価が約束され又は他人から与えられる場合であつてもこれを適用する。（二二〇〇五年法律第九〇号）

第十条 本章において前各条に掲げる以外の場合で、十五歳未満の者に性的に接触し又は右児童を性的内容の行為の実行又はそれへの協力に誘引する者は、「猥褻行為」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

人に不快感を呼起す方法で他人に向けて性器を露出し又はその他言葉もしくは振舞により人の性的統合性を侵害するに適した方法で他人を畏怖させる者についても同様とする。（二二〇〇五年法律第九〇号）

第十一条 本章において前各条に掲げる以外の場合で、対価と引替えに一時的性的結合を得る者は、「性的奉仕の購入」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第一項に述べることは、対価が約束され又は他人から与えられる場合であつてもこれを適用する。（二二〇〇五

年法律第九〇号）

第十二条 人が対価を得てする一時的な性的結合を得ることを促進したり又は不適切な方法で経済的に利用したりする者は、「媒介」として四年以下の拘禁に処する。

利用権を伴つた居宅を供用している人は、右の居宅の全部又は本質的な部分が対価を得てする一時的な性的結合のために使用されていることを知り得べき場合であつて、かつ供用を停止するために要求される理由のある事項を行わない場合、右の活動が継続又は反復して行われる場合には右の男又は女は、これを右の活動を促進しているものと解し、第一項に従つて処断する。

第一項又は第二項に掲げる罪が重大なものと解すべき場合は、「重媒介」として二年以上八年以下の拘禁に処する。右の罪が重大か否かの判断に際しては、右の罪が大規模に運営される活動にかかるものであつたか、重要な利益をもたらしたか又は無思慮に他人を利用したかに特に配慮を払わなければならない。（二二〇〇五年法律第九〇号）

第十三条 一定年齢未満の者に対して行われた行為について本章に定める責任は、他の者が右の年齢に達していないことを知らなくても、知つていると仮定できる相当な

事由を有している者にもこれがあるものとして処断する。

(二〇〇五年法律第九〇号)

第十四条 十五歳未満の児童に対して第五条もしくは第六条第一項による行為を行った者又は第八条第一項もしくは第十条第一項による行為を行った者は、その者と児童との年齢及び発達の差が小さいこと及びその他の事情にてらして右の行為が児童に対する攻撃を意味していないことが明らかなる場合には、これを責任ありとして処断してはならない。(二〇〇五年法律第九〇号)

第十五条 強姦、重強姦、性的強制、重性的強制、依存的地位にある者の性的玩弄、重依存的地位にある者の性的玩弄、児童強姦、重児童強姦、児童の性的玩弄、児童に對する強制猥褻、重児童に對する強制猥褻、児童の性的姿態表現への利用、重児童の性的姿態表現への利用、児童の性的行為の購入、性的サービスの購入、媒合及び重媒合の未遂は、第二十三章に定めるところによりこれを処断する。

強姦、重強姦、児童強姦、重児童強姦、重児童の性的姿態表現への利用及び重媒合の予備及び予謀並びに右の罪の犯罪暴露の放棄についても同様とする。(二〇〇五年法律第九〇号)

第七章 家族に対する罪

第一条 婚姻関係にある者が新たに婚姻し、又は婚姻関係にない者が婚姻している者と婚姻関係に入る場合、その者は「重婚」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

登録済同性婚の当事者が婚姻関係に入る場合、「不法婚姻」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。(一九九四年法律第一一九号)

第一条の二 既に婚姻した者又は登録済同性婚の当事者が同性婚の登録を行わせる場合「不法な同性婚」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。第三者が自分の同性婚当事者が既に婚姻し、又は登録済同性婚の当事者になっているにも関わらず、同性婚の登録を行わせた場合も同様である。(一九九四年法律第一一九号)

第二条 削除(一九七三年法律第六四八号)。

第三条 子を隠しもしくは交換し又はその他公務所に不正な届出をしてもしくは届出を放棄することによつて自己又は他人に虚偽の家族的地位を僭称させ又は他人からその正しい家族的地位を奪い取る者は、「戸籍変造」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

第四条 十五歳未満の児童を監護権を有する者から無権限

に引離す者は、その行為が自由に対する罪とならない場合、「児童の恣意的取扱」として罰金又は一年以下の拘禁に処する。十五歳未満の者に監護権を有するものが第三者と共同して、考慮すべき理由なしに恣意的に右の児童を連去り又は監護権を有すべき者が無権限に児童を強奪することによつて自らの権利を戻す場合も同様とする。

少年の保護に関する特別規定（一九九〇年法律第五二号）に基づき児童を保護している者から十五歳未満の者を無権限に引離す者も、右の行為が自由に対する罪又は逃走援助とならない場合、前項に従つて処断される。

第一項又は第二項に掲げる罪が重大な場合、行為者が六月以上四年以下の拘禁に処する。（一九九三年法律第二〇七号）

第五条 戸籍変造又は児童の恣意的取扱の未遂が重大な場合は、第二十三章に法定するところに従い有責として処断する。（一九九三年法律第二〇七号）

第六条 公訴が公共の観点から必要でない場合、検察官は児童の恣意的取扱の公訴を提起することができない。

（一九七三年法律第六四八号）

第八章 窃盗、強盗及びその他の盗犯

第一条 他人に属するものを自己のものとする故意をもつて不法に取得するものは、右の盗取が損害を意味する場合、「窃盗」として二年以下の拘禁に処する。

第二条 第一条に述べる罪は、盗取された物の価値及び犯罪の際のその他の事情にてらして軽微な場合には、「軽窃盗」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第三条 削除（一九七三年法律第六四八号）

第四条 第一条に述べる罪が重大と解すべき場合、「重窃盗」として六月以上六年以下の拘禁に処する。

右の罪が重大か否かの判断に際しては、盗取が住居への侵入後に生じたか、盗取の対象が人の身に着けているものであつたか、行為者が武器、爆発物もしくはその他の同様な補助手段を携帯していたか、又はその他行為が特に危険もしくは無思慮な性質のものであつたか、重要な価値を目的としたかもしくは明白に重大な損害を意味したかについて考慮しなければならない。（一九八八年法律第二号）

第五条 人に対する暴力によりもしくは差迫つた危険を意味する威嚇もしくは威嚇される者には差迫つた危険とな

る威嚇により盗む者、又は窃盗を犯し、現行犯として発見された後に、盗取されたものを取戻そうとする者に対する抵抗のために暴力又は威嚇をもつて居直る者は、「強盗」として一年以上六年以下の拘禁に処する。暴力又は威嚇をもちいて、行為者にとつては利得を、強制を受ける者もしくはその者に代わる地位にある他の者にとつては損害を意味する作為又は不作為を強制する者も同様である。人を継続的に抵抗不能又はそれと同様な状態に置くことは、これを暴力と同じものと解する。

第一項に掲げる行為がその暴力、威嚇又はその他の事情にてらして深刻なものでない場合には、強盗ではなくその行為が内容とするその他の罪によつて処断する。

(一九七五年法律第一三九五号)

第六条 第五条に述べる罪が重大であると解すべき場合「重強盗」として四年以上十年以下の拘禁に処する。

右の罪が重大か否かの判断に際しては、暴行が致命的なものであつたか否か、行為者が厳しい身体の傷害もしくは深刻な疾病を加えたか否か又は行為者が明白な残酷さを示したか否かもしくは無思慮な方法で被害者の無防備もしくは危険に曝された状態を利用したか否かについて特に考慮しなければならない。

第七条 他人の所有する自動車またはその他の動力付車両を取得し及び使用する者は、その行為が本章の前各条に述べられているところに従つて刑を科されない場合であっても、「車両窃盗」として二年以下の拘禁又は罪が軽微な場合には罰金に処する。

右の罪が重大な場合には六月以上四年以下の拘禁に処する。

第八条 本章に特に掲げる場合の他不法にものを取得し、使用し又は盗取する者は、「恣意的行為」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。盗取することなく、錠を掛けもしくは破壊することにより又はその他の方法で他人の占有に変更を加える者又は他人がものを確保もしくは取得する権利を行使するのを、暴力もしくは暴力の威嚇を用いて阻止する者も同様としなければならない。

右の罪が重大な場合には二年以下の拘禁に処する。

第九条 自ら権利を取戻すために不法に他人の占有に変更を加える者は、「自力救済」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第十条 不法に電力を引く者は、「不法な電力使用」として罰金又は一年以下の拘禁に処する。

右の罪が重大な場合には六月以上四年以下の拘禁に処

する。（一九九三年法律第二〇七号）

第十一条 森林又は農地から不法に第十二章第二条第二項に掲げるものを取得し、かつ同条に述べるところに従い右の罪が軽財産損壊と解すべきでない場合、本章に盗取に関して規定しているところを適用しなければならない。不法に塀を建てもしくは壊し、建物を建て、穴を掘り、耕し、道を作り又は動物を放すことによつて不動産の他人の占有部分に侵入する場合又は無権限に他人を不動産もしくはその一部の占有から引離す場合には、第八条又は第九条に恣意的行為又は自力救済について述べるところを適用しなければならない。

第十二条 窃盗、重窃盗、強盗、重強盗、車両窃盗、もしくは不法な電力使用の未遂及び予備並びに強盗もしくは重強盗の予謀の責任は、第二十三章に法定するところに従つて処断する。車両窃盗は、もし既遂となつたとしても軽微なものと解すべき場合には、前段に述べる責任で処断してはならない。

第十三条 本章に示される重窃盗、強盗及び重強盗以外の罪が下記の者に対して実行された場合、検察官は被害者が右の罪を告訴したか又は公の観点から公訴が必要であるときにのみ公訴を提起できる。

一、一時的でなく行為者と同棲している者、
二、配偶者、直系の尊属もしくは卑属又は姻族、兄弟姉妹もしくは、配偶者の兄弟姉妹、又は
三、その他同様に行為者の近親者である者。

前項の規定の適用に際して犯罪の共犯であつた他の者及び盗品收受もしくは軽盗品收受の罪で有罪になつた者はこれを行為者と同視しなければならない。（一九八七年法律第七九一号）

第九章 詐欺及びその他の欺瞞

第一条 欺罔行為によつて行為者にとつては利得を、欺罔された者もしくはその者に代わる地位にある他の者にとつては損害を意味する作為又は不作為に人を誘引する者は、「詐欺」として二年以下の拘禁に処する。

不正なもしくは不完全な情報を提供すること、プログラムもしくは記録物を変造すること又はその他の方法によつて不法に自動的情報処理又はその他の同様な自動的処理過程の結果に、行為者にとつては利得を、他の者にとつては損害を意味する影響を与える者もまた詐欺として処断する。（一九八六年法律第一一三三号）

第二条 第一条に述べる罪が損害の規模及び犯罪の際のそ

の他の事情から軽微と解すべき場合には、「軽詐欺」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

現金の支払を条件に提供される居室、食事、車、興行場所への入場又はその他同様なものを利用し、かつ支払をしない者は、人を欺罔するしなかに関係なく、軽詐欺として処断する。但し、行為が僅かなものとはいえない価格に関する場合及び第一条に述べるようなものである場合はこの限りでない。(一九七六年法律第一二二九号)

第三条 第一条に述べる罪を重大と解すべき場合、「重詐欺」として六月以上六年以下の拘禁に処する。

右の罪が重大か否かの判断に際しては、行為者が公的信頼を乱用したか、虚偽の記録もしくは欺罔的な会計帳簿を利用したか又はその他その行為が特に危険な性質のものであつたか、重要な価値を目的としたかもしくは明白に重大な損害を意味したかについて特に考慮しなければならない。

第三条の二 欧州共同体予算を財源とし又は同予算に何らかの方法で影響する補助金又は便益を、規定又は条件に違反して、それらの補助金又は便益が付与された目的以外の目的に補助金を使用し又は便益を利用する者は、「補助金乱用」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

軽微な場合に有責としては処断してはならない。(一九九九年法律第一九七号)

第四条 強要によつて行為者にとつては利得を、強制を受ける者もしくはその者に代わる地位にある他の者にとつては損害を意味する作為又不作為に誘引する者は、その行為が強盗又は重強盗と解すべきでない場合であつても「恐喝」として二年以下の拘禁又は、罪が軽微な場合には罰金に処する。

罪が重大な場合には六月以上六年以下の拘禁に処する。**第五条** 契約又はその他の法律行為の際に、他人の困惑、無理解、軽佻、又は依存的地位を利用して、明らかに代価とは見合わないか又は代価の支払われない利益を自分のものとする者は、「暴利」の罪として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

経済活動又は日常的もしくは大規模に行われる活動における信用供与に際して明らかに反対給付と見合わない利息又はその他の経済的利益を自分のものとする場合も同様である。

罪が重大な場合には六月以上四年以下の拘禁に処する。(一九八六年法律第一二三号)

第六条 下記の者は「盗品收受等」として二年以下の拘禁

に処する。

一、取戻しを困難にするのに適した方法で、犯罪によつて奪われたものを処理する者、

二、他人の犯罪的取得による不適切な利得を自分のものとする者、又は

三、犯罪によつて生じた債権を、請求、移転又はその他の同様な方法によつて主張する者。

経済活動又は日常のもしくは大規模に行われる活動の一部として、犯罪により他人から奪い取つたと仮定する理由のあるものを、取戻しを困難にするのに適した方法で取得し又は受取る者も同様に暴利の罪としてこれを処断する。

第一項又は第二項に示す罪が重大である場合には六月以上六年未満の拘禁に処する。（一九九三年法律第二〇七号、一九九九年法律第一六四号）

第六条の二 下記の者は、「違法金銭收受」として一年以上二年以下の拘禁に処する。

一、犯罪的取得に由来する財産又は右の財産の価値を他人が利用できるように促進する者、又は
二、財産の出所を隠す故意をもつて犯罪的取得に由来する財産を持去り、譲渡し、変形し又はその他の同様な

処置をとるのに協力する者、

第一項に示す場合の他、財産を持去り、譲渡し、変形し又はその他の同様な処置をとるのに不適切に協力する者も、右の処置が犯罪行為によつて他人が豊かになつたことを隠すのに適するものであるとき、違法金銭收受として処断する。

第一項及び第二項に示す罪が重大な場合には、六月以上六年以下の拘禁に処する。（一九九九年法律第一六四号）

第七条 第六条に掲げる罪が軽微と解される場合には、「軽盗品收受等」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

下記の者も軽盗品收受等としてこれを処断しなければならない。

一、第六条第二項に掲げる以外の場合に、取戻しを困難にするのに適した方法で、犯罪によつて他人から奪い取つたと仮定する理由のあるものを取得し又は受取る者、
二、第六条第一項の場合に、罪が存在したことを見通していなかつたが、その存在を仮定し得る相当な事由を有していた者、又は

三、第六条第一項第一号に示す方法で、他人から財産を奪い取る罪の際に協力し、しかも罪が行われたことを見通さなかつたが、罪が実行されたと仮定する相当な事由を有していた者。(一九九一年法律第四五一号)

第七条の二 第六条の二に掲げる罪が軽微であると解すべき場合には、「軽違法金銭收受」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

下記の者も軽違法金銭收受として処断しなければならぬ。

一、第六条の二第一項に掲げる場合に罪が存在したことを見通していなかつたが、その存在を仮定する相当な事由を有していた者、又は

二、第六条の二第二項に掲げる場合に罪が存在したことを見通していなかつたが、その存在を仮定する相当な事由を有していた者。(一九九九年法律第一六四号により新設)

第八条 本章においてここまで述べた場合の他欺罔により他人を作爲又は不作爲に誘引し、それによつて欺罔された者又はその者に代わる地位にある他の者に損害を与えるように欺瞞的行為を行う者は、「欺瞞的行為」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。(一九七〇年法律第

四一四号)

第九条 商品、有価証券又はその他の財産の価格に影響を与えるために欺罔的情報を公開し又は公共に流布する者は「欺罔情報流布」として二年以下の拘禁、又は罪が軽微な場合には罰金もしくは六月以下の拘禁に処する。

株式会社もしくはその他の企業の設立に際して又は自分の地位に基づいて、ある企業について特別な知識を有する者が、故意又は重大な過失により経済的関連でその企業の判断に影響を与え、それによつて損害を生じさせるのに適した欺罔的情報を公開し又は公共もしくはその企業の利害関係者に流布する場合、第一項に述べるものとしてこれを処断する。

本条に述べる罪が重大な場合六月以上六年以下の拘禁に処する。(一九九三年法律第二〇七号)

第十条 請求に際して圧力手段として使用するため、虚偽であるか、みせかけのために作成されたかもしくはその他不正である記録又は無保証小切手を受取る者は、「暴利的担保」として二年以下の拘禁に処する。

第十一条 詐欺、重詐欺、恐喝、暴利、重盗品收受等もしくは重違法金銭收受の未遂又は予備並びに重盗品收受等もしくは重違法金銭收受の予謀は、第二十三章の規定に

従つてこれを有責として処断する。第二十三章第三条に示すことは、恐喝の未遂に関してこれを適用してはならない。

保険提供者を詐欺にかけ又はその他詐欺の故意をもつて自分自身もしくは他人の心身もしくは財産に損害を与える者は、詐欺又は重詐欺の予備としてこれを処断する。本項前段の故意をもつて同様な損害を生じさせようとする者も同様としなければならない。損害が発生する前に右の者が行為を完成させるのを自発的に中断する場合には、責任を負わせてはならない。（二〇〇一年法律第七八〇号）

第十二条 検察官の公訴権の制限について第八章第十三条に規定することは、本章に示す罪にも適用しなければならない。但し、重詐欺についてはこの限りでない。

クレジットカード又は預金口座からの契約に違反した引出しを内容とする詐欺又は軽詐欺及び第二条第二項に掲げる軽詐欺は、公共の観点から公訴提起が必要である場合にのみ検察官は公訴を提起することができる。（一九九四年法律第一四一一号）

第十章 横領及びその他の背任

第一条 契約、公共的もしくは私的業務又は同様な地位に基づいて、他人に対する財産の提出もしくは計算の義務を負つて財産を占有している者が右の財産を自分のものとし又はその他自分の義務を履行し得るために遵守すべきことを無視する場合、その行為が行為者には利得を、権利者には損害を意味するとき、「横領」として二年以下の拘禁に処する。

第二条 第一条に述べる罪が横領された価値及びその他罪の際の事情にてらして軽微であると解すべき場合は「軽横領」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第三条 第一条に述べる罪が重大であると解すべき場合は「重横領」として六月以上六年以下の拘禁に処する。

罪が重大か否かの判断に際しては、行為者が責任ある地位を乱用したか、虚偽の記録もしくは欺罔的な会計帳簿を利用したか又はその他その行為が特に危険な性質のものであつたか、重要な価値を目的としたかもしくは明白に重大な損害を意味したかについて特に考慮しなければならない。

第四条 本章においてここまで述べた場合の他、自分が占

有してはいるが、所有権又は担保権が留保もしくは保証されるか又はその他第三者に帰属している財産について、右の財産をその者から奪い取る措置又はその者の権利をその他の方法で奪い取る措置を行為者が取る場合、「不法処分」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

第五条 他人のために、責任ある地位に基づき経済的案件を処理することを事務としもしくは独立して専門技術的事務を取扱い又は右の案件もしくは事務の処理を監督する者が、その責任ある地位を乱用し、それによつて使用者等に損害を与える場合、「使用者等に対する背任」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

罪が重大な場合六月以上六年以下の拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、行為者が虚偽の記録もしくは欺罔的な会計帳簿を利用したか又は使用者等に対して重要なもしくは明白に重大な損害を加えたかについて考慮しなければならない。

他人のために法律的な案件を処理する者が使用者等に損失をもたらすように自らの責任ある地位を乱用する場合には、案件が経済的又は技術的性質のものでないときであつても第一項に従い処断する。(一九八六年法律第一二三号)

第六条 本章においてここまで述べた場合の他、他人を代理して法律行為を行う権限の乱用によつてその者に損害を与え、又は有効な約束手形もしくはその他を作成する権限の乱用によつて他人に帰属するものを請求する者は、「権限乱用」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

支払のなされていなくてもしくは弁済済みの債務の同じ証書で支払を請求し、又は既に入手している商品の払出しを要求し、もしくは支払のなされていなくてもしくは請求に対して呈示する場合も同様としなければならない。

第七条 不法に他人の物を使用し、それによつて損害又は混乱を生じさせる者は、「不法使用」として罰金又は一年以下の拘禁に処する。

不動産の所持者が不法に建築し、掘削し、耕作し、道路をつけ、動物を放飼いし、又はその他の同様な措置をとることによつて、右の不動産上に権利を有する者の苦痛になるように当該不動産を使用する場合も同様としなければならない。

第一項による罪が重大な場合には六月以上四年以下の拘禁に処する。(一九九三年法律第二〇七号)

第八条 拾得物又は間違つて紛失したのもしくは偶然占有了したものを届ける義務について法律に法定されている

ことを履行しない場合は、「遺失物不通知」として罰金に処する。右のものを自分のものとする故意をもつて右の義務の履行を放棄する者又はその他第四条に述べる方法で処理する者には同条に法定するところを適用しなければならぬ。

第九条 横領、重横領又は使用者等に対する背任の未遂に關する責任は、第二十三条に法定するところに従い有責として処断する。

第十条 検察官の公訴権の制限に關して第八章第十三条に規定するところは本章に示される罪にもこれを適用する。但し、重横領及び重大と解すべき使用者等に対する背任の罪についてはこの限りでない。

輕横領、不法処分又は財産に關する賃貸契約もしくは所有権が代金支払完了後に初めて移転するという契約によつて行為者の占有に帰した財産もしくはその他行為者が取戻権による留保を伴う信用購入（ローン売買）に基づいて所持する財産の不法使用の公訴は、公共の観点から特別な理由によつて必要とされる場合にのみ検察官がこれを提起することができる。（一九九四年法律第一四一—号）

第十一章 債権者に対する罪その他

第一条 支払不能の状態にあるとき又は支払不能になる危険が明らかに存在するときに、重要な価値の財産を破壊し、又は贈与もしくはその他の同様な方法で手放す者は、「債権者に対する欺瞞」として二年以下の拘禁に処する。右の行為により自らを支払不能の状態におき又は支払不能の状態になる明らかな危険を招く者も同様としなければならぬ。

破産が接近しているときに破産を免れる故意をもつて重要な価値の財産を王国外に持去る債務者又は破産手続き中に破産管財人から資産を退避もしくは隠匿する債務者も債権者に対する欺瞞としてこれを処断する。債務者が不適切な意図で、破産管財人が協力を要請したにも関わらず、できる限り破産手続きに組込まれている王国外の資産を破産管財人の処理に委ねるように協力することを放棄する場合も同様としなければならない。

罪が重大な場合には、「重債権者に対する欺瞞」として六月以上六年以下の拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、行為者が不正な情報を宣誓証言したか、もしくは虚偽の記録もしくは欺罔的会計帳簿処理を用い

たか、もしくは罪が大規模なものであつたか、又はその行為が特に危険な性格のものであつたかについて特に考慮しなければならぬ。(二〇〇五年法律第二四二号)

第二条 破産、債務清算法(一九九四年法律第三三三号)

による債務清算又は公的弁済合意書に関する手続きに際して故意又は重大な過失によつて資産を隠匿し、存在しない債務を報告し又はその他同様な不正な情報を提供する債務者は、右の情報が宣誓証言され又はその他手続きの基礎となる以前に訂正されなるとき、「破産又は執行手続妨害」として二年以下の拘禁に処する。

執行手続を困難にするために、その他の執行手続に関連して故意に不正な記録又は見せかけの契約を参照し、それによつて債権者に対する支払又は保証を準備するための必要な財産を執行手続により要求することを阻止する債務者もまた破産又は執行手続妨害として処断する。

第一項による隠匿又は不正情報が事案にとつて意味のない場合又は債務者が破産の際に意見陳述拒否権を有し、かつ事情が債務者の理由ある免責事由を意味する場合に、右の者を有責として処断してはならない。

本条に掲げる罪が故意によりなされ、かつ重大な場合、「重破産又は執行手続妨害」として六月以上六年以下の

拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、行為者が不正な情報を宣誓証言したか、もしくは虚偽の記録もしくは欺罔的会計帳簿処理を用いたか、もしくは罪が重要な規模のものであつたかについて特に考慮しなければならぬ。(二〇〇五年法律第二四二号)

第三条 支払不能の状態にあるとき又は支払不能になる危険が明らかに存在するときに、営業活動への相応な有用性がないのに相当量の支払手段を費消して右の営業活動を継続する者又は浪費的生活をしもしくは冒険的企業もしくは安易な将来責任の引受け、もしくはその他同様な措置を取り、それにより故意又は重大な過失によつて自分の財産状態を相当程度悪化させた者は、「債権者軽視」として二年以下の拘禁に処する。今述べたところは、行為者が支払不能の状態にあること又は支払不能になる危険が明らかに存在することを見通していないが、そのように仮定できる相当な事由を有している場合にも適用する。(二〇〇五年法律第二四二号)

第四条 支払不能の状態にあるときに、支払期限前の債務を支払い、慣習的支払手段以外のもので支払い、もしくは債務の発生の際の条件でなかつた保証を提供することによつて、又はその他同様な措置をとることによつて、

一部の債権者を好意的に扱う者は、その措置によつて他の債権者の権利が相当程度減少する明らかな危険をもたらすとき、「債権者への不適切な好意」として二年以下の拘禁に処する。支払不能状態にある者が不適切な意図をもつて前段に述べるのとは別の方法で一定の債権者を好意的に扱い、それによつて他の債権者の権利が相当程度減少する明らかな危険をもたらす場合も同様としなければならぬ。

秘密裡に弁済合意書を進めるために債務者が支払又はその他の利益を提供又は約束する場合も、債権者への不適切な好意として処断する。（二〇〇五年法律第二四二号）

第五条 商業取引記録の作成もしくは勘定情報の保存を放棄することにより又は会計帳簿に不正な情報を残すこともしくはその他の方法により、会計帳簿法（一九九九年法律第一〇七八号）による会計帳簿作成義務を故意又は過失により無視する者は、営業活動の経過、経済的結果又はその結果への立場が大筋で会計帳簿に従っていると判断されない場合、「会計帳簿罪」として二年以下の拘禁、又は罪が軽微である場合には罰金又は六月以下の拘禁に処する。

罪が重大な場合には、「重会計帳簿罪」として六月以上六年以下の拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、無視することが極めて大きい金額に関わるものであつたかもしくは行為者が虚偽の記録を用いたか又は行為が組織的に行われた罪の一部に組込まれていたかもしくは行為がその他特に危険な性質のものであつたかに特に配慮しなければならない。

第一項及び第二項は、会計帳簿作成義務が会計帳簿法（一九九九年法律第一〇七八号）第二章第二条に示される法人及び産業活動を実行していない法人に関わる場合はこれを適用しない。（一九九四年法律第一二二二号、一九九九年法律第一〇八一号、二〇〇五年法律第二四二号）

第六条 第一条第一項による債権者に対する欺瞞の未遂又は資産が国外に持出されることを意味する第一条第二項による欺瞞の罪の未遂は第二十三章に定めるところに従い有責として処断される。今述べた罪を重債権者に対する欺瞞と判断しなければならない場合においても同様である。（二〇〇五年法律第二四二二号）

第七条 債務者を代理する者が、債務者の責任が本章に規定されている行為を犯す場合、その者自身が債務者の如

くに有責として処断されなければならない。

第四条に掲げる場合に支払、保証又はその他の便益を受け又は自分のために実行させる債権者は、不適切な威嚇もしくは不適切な便益の約束を用い又は債務者と秘密裡の了解のもとに行動する場合にのみ共犯として、有責として処断される。(一九八六年法律第四三三号)

第八条 債権者無視は、公訴が公共の観点から必要とされる場合にのみ検察官はこれについて公訴を提起できる。

(二〇〇五年法律第二四二二号)

第十二章 損壊の罪

第一条 他人の権利に苦痛となるように不動産又は動産を破壊又は損傷する者は、「財産損壊」として罰金又は一年以下の拘禁に処する。(二〇〇三年法律第八五七号)

第二条 第一条に述べる罪が損害の軽さ及びその他の罪の際の事情にてらして軽微なものと解すべき場合は「軽財産損壊」として罰金に処する。

森や原野に生えている樹木もしくは草を不法に取り、もしくは生えている樹木から小枝、枝、樹皮、蔦類、葉内皮、どんぐり類、堅果類もしくは樹脂、もしくは風倒木、石、砂利、泥類又はその他の同様なものであつて用

途のないものを取つた者は、その罪が取られたものの価値及びその他の事情にてらして軽微であると解すべきとき、軽財産損壊としてこれを処断する。

第三条 第一条に述べる罪が重大と解すべき場合「重財産損壊」として四年以下の拘禁に処する。

罪が重大か否かの判断に際しては、その行為から他人の生命もしくは健康に明白な危険が生じたか又はその損害が大きな文化的経済的重要性のあるものに加えられたかについて特に考慮しなければならない。

第四条 空地もしくは耕地又は他人の所有地上を不法に行する者は、それらの空地等が通行によつて損害を受ける場合、「不法通行」として罰金に処する。

第五条 重財産損壊の未遂又は予備及び財産損壊の未遂、並びに重財産損壊の犯罪暴露の放棄は、第二十三章に規定するところに従いこれを有責として処断する。(二〇〇三年法律第八五七号)

第六条 軽財産損壊又は不法通行は、その罪が個人の権利に抵触する場合にのみ、公共の観点から特別な理由で公訴が必要なきに検察官が公訴を提起する。